



# 埼玉県報

号外第 6 号  
平成 27 年(2015 年)  
4 月 1 日  
水曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県立武道館管理規則（スポーツ振興課）

### 告示

- 県道葛飾吉川松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 平成 27 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 平成 27 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 平成 27 年度埼玉県警察官（巡査）採用試験（県外試験）の実施（警務課）

## 規 則

埼玉県立武道館管理規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十二号

埼玉県立武道館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県立武道館条例(昭和四十三年埼玉県条例第三十六号。以下「条例」という。)第二十四条の規定に基づき、埼玉県立武道館(以下「武道館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用等の許可手続)

第二条 条例第五条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者のうち、占用で利用しようとするものは、利用を開始しようとする日の三月前の日(次項において「受付開始日」という。)から利用を開始しようとする日の三日前までの間に、様式第一号の許可申請書を知事(条例第十六条第一項に規定する指定管理者に武道館の管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。次項及び第三項並びに次条において同じ。)に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、当該利用の許可を受けようとする者は、受付開始日前に許可申請書を提出することができる。

3 条例第五条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者のうち、占用以外で利用しようとするものは、様式第二号の利用申請簿に、氏名その他必要な事項を記入し、知事の許可を受けなければならない。許可に係る申請を変更しようとするときも、同様とする。

4 第一項の規定による利用又は変更の許可にあつては様式第三号の許可書を、前項の規定による利用又は変更の許可にあつては様式第四号の利用券を交付して行うものとする。

(特別の設備等の承認)

第三条 条例第五条第一項の規定による利用の許可を受けた者が当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(附属設備を利用する場合の額)

第四条 条例別表第四号の知事が別に定める額は、次のとおりとする。

放送設備	区分	単位	金額(円)
		一回	一、〇二〇

(指定管理者の指定の申請)

第五条 条例第十七条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第五号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- 三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第十六条第二項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用料金の承認申請)

第六条 指定管理者は、条例第二十二条第二項の規定により利用料金について知事の承認を受けようとするときは、様式第六号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の納期限)

第七条 条例第二十三条第一項の利用料金の納期限は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

(利用料金の減免申請)

第八条 指定管理者は、条例第二十三条第四項において準用する条例第十三条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第七号の利用料金減額(免除)承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第九条 条例第二十三条第四項において準用する条例第十四条第三号に規定する規則で定める日は、利用を開始しようとする日前三十日とする。

2 条例第二十三条第四項において準用する条例第十四条第三号の規定による利用の許可の取消しの申出は、その旨を記載した書面により、第二条第四項に規定する許可書を添えて指定管理者に行わなければならない。

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、知事が

別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行前に埼玉県立武道館管理規則を廃止する規則（平成二十七年埼玉県教育委員会規則第 号）による廃止前の埼玉県立武道館管理規則（昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第八号。次項において「旧規則」という。）の規定によりした許可その他の行為は、この規則の相当規定によりした許可その他の行為とみなす。

3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 葛飾吉川松伏線

三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長 (メートル)	備 考
旧 A	三郷市天神一丁目五番一地先から吉川市大字保字下河原三四番一地先まで	六・二〇〇 一七・三五	四〇八〇・一七	旧 A は、三郷市道及び吉川市道に引き継ぐ。 新 A の一部は、県道越谷流山線と重複。
新 A	三郷市天神一丁目五番一地先から吉川市大字保字上河原五二番一地先まで	一一・九八〇 一一一・八〇	五五二五・〇〇	
旧 B	三郷市上彦名字本田井堀内二八七番四地先から同市上彦名字古川端一八番一地先まで	一一・四八〇 二五・〇〇	七七三・〇〇	

# 告 示

埼玉県警察本部告示第42号

平成27年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、平成27年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、平成27年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類、平成27年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類及び平成27年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

平成27年4月1日

埼玉県警察本部長 杵 淵 智 行

## 1 試験の名称及び採用予定人員

### (1) 平成27年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性	170人
女性	25人

### (2) 平成27年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性	15人
女性	10人

### (3) 平成27年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類

男性	67人
女性	10人

### (4) 平成27年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類

ベトナム語	1人
中国語	1人

### (5) 平成27年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道	2人
剣道	1人

## 2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者

(3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成28年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和60年4月2日以降に生まれた者
II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は平成28年3月までに卒業見込みの者 2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は平成28年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査 I 類	語学力（受験言語）が堪能 <sup>たん</sup> な者
武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上（大学卒業見込みの者に限り三段を含む。）の者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験（国際捜査 I 類を除く。）、専門試験 I（国際捜査 I 類のみ。）及び論文（作

文) 試験

(注) 第1次試験当日において柔道又は剣道の段位を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第1次試験で加点を行う。ただし、国際捜査I類及び武道・体育指導I類を除く。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験II（国際捜査I類のみ。）

(注) 第2次試験の2日目に次表に掲げる資格等を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第2次試験で加点を行う。ただし、国際捜査I類及び武道・体育指導I類を除く。

資格区分	資格種別	試験名称等	加点対象基準
情報	情報処理	ITパスポート試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験	
財務	財務	日商簿記検定	2級以上
語学	英語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC(※1)	600点以上
		TOEFL iBT(※2)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語	中国語検定	3級以上
		漢語水平考試(HSK)	4級以上

(語学)	(中国語)	中国語コミュニケーション能力検定	400点以上
	韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上

※1 TOEIC第183回試験以降のスコアを有効とする。

※2 平成25年8月17日以降に実施されたTOEFLのスコアを有効とする。

#### 4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	5月10日(日)	芝浦工業大学 (さいたま市) 文教大学 (越谷市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	6月2日(火) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホームページに発表日の
第二次試験	6月6日(土)から6月8日(月)までのいずれか1日及び7月27日(月)から8月5日(水)までのいずれか1日(8月1日(土)及び8月2日(日)を除く。)に、埼玉県警察学校で行う。		8月24日(月) 午前10時	午前10時から7日間掲示する。

#### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

##### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

##### (2) 給与

ア 平成27年1月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、次表のとおりである。

区 分	採用(入校)時の初任給
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類	約224,700円

Ⅱ	類	約213,900円
Ⅲ	類	約194,400円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時まで給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成27年10月1日（木）以降の予定である。ただし、Ⅰ類の大学卒業見込者、Ⅱ類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査Ⅰ類及び武道・体育指導Ⅰ類は、平成28年4月1日（金）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成27年3月1日（日）から配布している。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

### (3) 受付期間

#### ア インターネット受付

平成27年4月1日（水）午前8時30分から4月13日（月）午後5時までの間

#### イ 持参受付及び郵送受付

平成27年4月1日（水）から4月14日（火）までの間

（郵送による場合は、期間内消印有効）

## 8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

# 告 示

埼玉県警察本部告示第43号

平成27年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、平成27年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、平成27年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び平成27年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

平成27年4月1日

埼玉県警察本部長 杵 淵 智 行

## 1 試験の名称及び採用予定人員

- |                                      |    |      |
|--------------------------------------|----|------|
| (1) 平成27年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類        | 男性 | 70人  |
|                                      | 女性 | 15人  |
| (2) 平成27年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類        | 男性 | 10人  |
|                                      | 女性 | 5人   |
| (3) 平成27年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類        | 男性 | 100人 |
|                                      | 女性 | 15人  |
| (4) 平成27年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類 | 柔道 | 1人   |
|                                      | 剣道 | 2人   |

## 2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類 武道・体育指導 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成28年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和60年4月2日以降に生まれた者
II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は平成28年3月までに卒業見込みの者 2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は平成28年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

イ その他

武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上（大学卒業見込みの者に限り三段を含む。）の者
-------------	---

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験

(注) 第1次試験当日において柔道又は剣道の段位を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第1次試験で加点を行う。ただし、武道・体育指導Ⅰ類を除く。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験

(注) 第2次試験の2日目に次表に掲げる資格等を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第2次試験で加点を行う。ただし、武道・体育指導Ⅰ類を除く。

資格区分	資格種別	試験名称等	加点対象基準
情報	情報処理	ITパスポート試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験	
財務	財務	日商簿記検定	2級以上
語学	英語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC (※1)	600点以上
		TOEFL iBT (※2)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語	中国語検定	3級以上
		漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定	400点以上

(語学)	韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
		韓国語能力試験	4級以上

※1 TOEIC第186回試験以降のスコアを有効とする。

※2 平成25年11月24日以降に実施されたTOEFLのスコアを有効とする。

#### 4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	9月20日(日)	芝浦工業大学 (さいたま市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	10月13日(火) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板
第二次試験	10月17日(土)又は10月18日(日)のいずれか1日及び11月20日(金)から11月30日(月)までのいずれか1日(11月21日(土)から11月23日(月)までの間並びに11月28日(土)及び11月29日(日)を除く。)に、埼玉県警察学校で行う。		12月18日(金) 午前10時	及び埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。

#### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

##### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

##### (2) 給与

ア 平成27年1月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、次表のとおりである。

区 分	採用(入校)時の初任給
I 類 武道・体育指導I類	約224,700円
II 類	約213,900円
III 類	約194,400円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成28年2月1日（月）以降の予定である。ただし、Ⅰ類の大学卒業見込者、Ⅱ類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、Ⅲ類の高校卒業見込者、武道・体育指導Ⅰ類及び全ての試験区分における女性は、平成28年4月1日（金）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成27年3月1日（日）から配布している。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

### (3) 受付期間

#### ア インターネット受付

平成27年8月7日（金）午前8時30分から8月25日（火）午後5時までの間

#### イ 持参受付及び郵送受付

平成27年8月7日（金）から8月26日（水）までの間

（郵送による場合は、期間内消印有効）

## 8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

# 告 示

埼玉県警察本部告示第44号

平成27年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）及び平成27年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）を次のとおり実施する。

平成27年4月1日

埼玉県警察本部長 杵 淵 智 行

## 1 試験の名称及び採用予定人員

### (1) 平成27年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）

北海道（男性）	6人
青森県（男性）	2人
岩手県（男性）	2人
宮城県（男性）	8人
山形県（男性）	3人
福島県（男性）	3人
群馬県（男性）	8人

### (2) 平成27年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）

北海道（男性）	4人
青森県（男性）	3人
岩手県（男性）	3人
宮城県（男性）	7人
山形県（男性）	2人
福島県（男性）	2人
群馬県（男性）	7人

## 2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成28年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和60年4月2日以降に生まれた者
III 類	I 類に該当しない者	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

### 3 試験の方法

#### (1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験

#### (2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験

（注） 第1次試験で論文（作文）試験を実施しない試験地は、第2次試験で実施する。

### 4 試験の月日、会場及び合格発表

#### (1) 試験地

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県及び群馬県（以下「地元県」という。）において実施する。

#### (2) 試験の月日、会場及び合格発表

試 験	月日及び会場	合 格 発 表
第1次 試 験	各地元県と同一とする。	各地元県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次 試 験	各地元県の月日に合わせて各地元県内で行う。	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに、発表日の午前10時から7日間掲示する。

### 5 試験の対象となる職の概要及び給与

#### (1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

## (2) 給与

ア 平成27年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給
I 類	約224,700円
III 類	約194,400円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

## 6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成28年4月1日（金）以降の予定である。

## 7 受験手続

### (1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、各地元県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

### (2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

### (3) 受付期間

各地元県と同一期間とする。

## 8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) 試験についての問合せ先は、次のとおりである。

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）